

港湾運送事業

港湾運送とは

港湾運送とは、船舶への貨物の積卸しなどを行う荷役をはじめ、貨物の仕分け等を行う上屋等への搬出入及び一時保管、さらには船積み貨物の重量の検査や証明等が行われており、これらをまとめて港湾運送と呼んでいる(図1)。

港湾運送事業の種類

港湾運送事業には、以下の①～⑦の種類がある。

- ①一般港湾運送事業：船社又は荷主の委託を受けて、船積貨物の受け渡しに併せて、船内荷役等の作業を一貫して行う事業
- ②港湾荷役事業：船積貨物の船舶から(へ)の積み卸し(船内荷役)及び船積貨物の上屋、野積場への搬出入、荷捌き、保管(沿岸荷役)を行う事業
- ③はしけ運送事業：港湾における貨物のはしけによる運送等を行う事業
- ④いかだ運送事業：港湾におけるいかだに組んでする木材の運送及び木材の水面貯木場へ搬出入、荷捌き、保管を行う事業
- ⑤検数事業：船積貨物の個数の計算又は受け渡しの証明を行う事業
- ⑥鑑定事業：船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行う事業
- ⑦検量事業：船積貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業

港湾運送事業法の概要

港湾運送事業法とは、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を

増進することを目的としている。また、事業を開始するにあたり様々な規制があり、一定数の労働者・施設を保有すること、役員に暴力団対策法に係る前科等がないこと等の参入の許可制や、運賃・料金の事前届出制さらには、再下請けの禁止等の下請制限がある。これらの港湾運送事業法が適用される港湾は政令で指定されている(図2)。

港湾運送事業の特性

港湾運送事業には大きく分類して、①重要性②波動性③労務供給性・労働集約性といった3点の特性がある。

まず、①の重要性については、我が国貿易量(トンベース)の99.7%、国内輸送(トンキロベース)では44.1%が港湾を経由していることから、港湾において海上輸送と陸上輸送を結ぶ物流の要となっている。また、港湾運送が不安定化すると代替措置が講じにくく、直ちに貿易及び経済活動に悪影響を及ぼすことから、許可制等により、事業の健全性と安定的運営を確保している。

続いて②の波動性については、港湾運送は日ごとに業務量の格差が生じることや、景気等に左右される荷動きの動向による影響のほか、船舶の運航スケジュールも気象、海象により必ずしも安定的ではなく、荷役の実施自体も天候に左右される。また、常時一定規模の労働者が必要である一方で業務が少ない日には、労働力の一部が遊休化し、非効率が生じやすくなるため日雇労働者に対する潜在的需要が存在する。

最後に③の労務供給性・労働集約性については、港湾運送は特定の船社、荷主に依存した体質になりやすく、船社・荷主からの求めに応じ港湾荷役の労務を提供するという受注型の労務供給の事業である。また、日雇労働者の労務供給を業とする悪質事業者が参入しやすいことや、労働環境が厳しく、中小事業者が多いことから労働問題が発生しやすい。

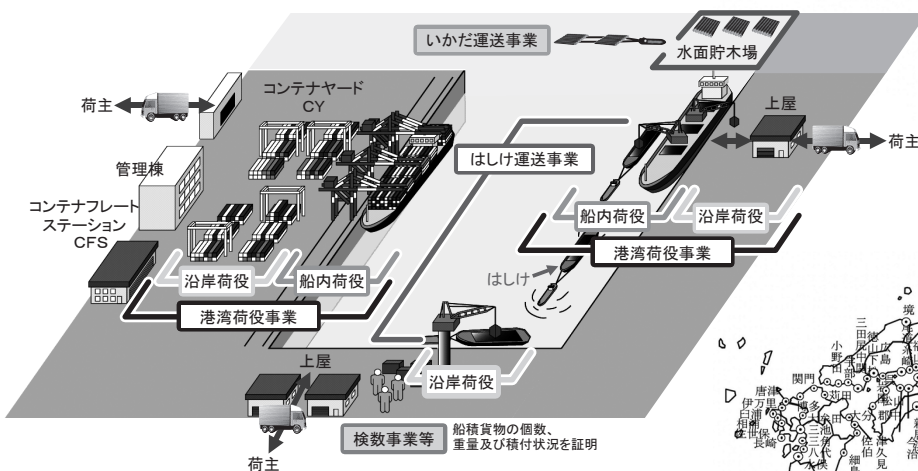


図1 港湾運送事業の全体図

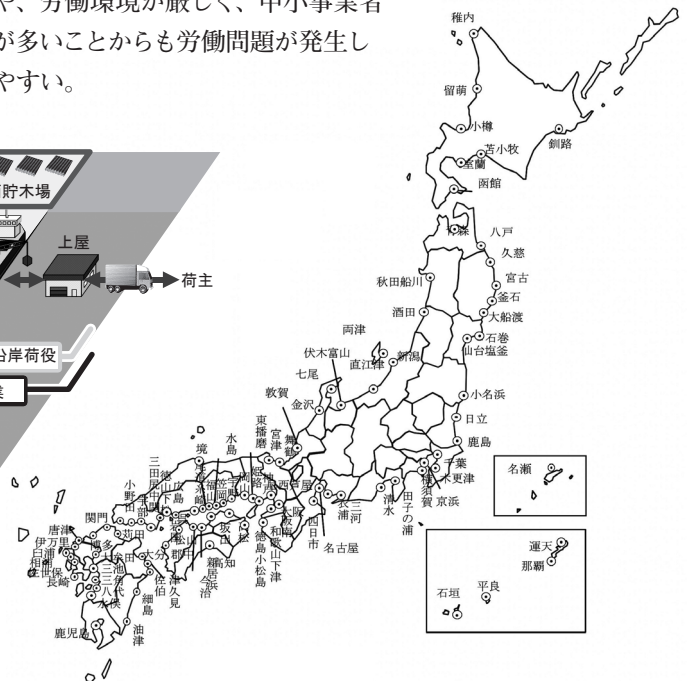


図2 港湾運送事業法の適用対象となる指定港93港